

年に一度は 水質検査をしましょう



町では井戸水を飲用している世帯の中から、各地区の区長に選出をしていただき、水質検査を実施しています。過去6年間の検査結果を見ると、221世帯中126世帯の井戸水に異常がありました。異常が見つかった場合は安全な水が飲めるよう対策をとりましょう。なお、各検査項目の内容、対策については次のとおりです。

① 一般細菌

一般細菌のすべてが必ずしも病原性を有するものではありませんが、多数の細菌が検出される場合は、し尿、下水、汚水等による汚染の可能性があります。

対策：塩素滅菌器等の設置、煮沸後飲用

② 大腸菌

大腸菌が検出される場合は、糞便汚染の可能性があります。単に水が汚染されているというだけでなく、これによる消化器系感染症を発症することがあります。

対策：塩素滅菌器等の設置、煮沸後飲用

③ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

窒素肥料、腐敗した動植物、し尿、下水、汚水等に由来します。乳幼児等が多量に摂取することにより、メトヘモグロビン血症いわゆるチアノーゼ症状を起こすおそれがあります。

対策：逆浸透膜法あるいはイオン交換法による除去装置の設置

④ 色度

フミン質、鉄、マンガン等の影響や、化学工場等の排水による汚染の指標になります。

対策：活性炭処理装置、除鉄、除マンガン装置の設置

⑤ 濁度

濁度が高い原因は、粘土系の濁質による場合が多いですが、給水管等の欠陥による汚濁物質の混入の場合もあります。

対策：ろ過装置の設置等

水質項目によっては一般家庭では費用等の面に対応が困難なものもあり、水質に異常がある場合は上水道(町営水道)への切替をお勧めします。過去の水質検査で異常がない場合でも、年に1回は定期的な水質検査をして安全を確認しましょう。また、基本となる10項目の水質検査を定期的実施するとともに、周辺環境の状況を考慮して有機塩素系化合物(トリクロロエチレン等)や金属類(鉛、ヒ素等)等の項目を追加することをお勧めします。

なお、香取保健所(香取健康福祉センター)の水質検査は有料で月2回の予約制になっています。

お問い合わせは、香取保健所 ☎ 9 1 6 1、または役場町民課生活環境係 ☎ 2 1 1 1 まで。

過去6年間の水質検査結果一覧

	検査数	不適合世帯	一般細菌	大腸菌群	硝酸態窒素	塩素イオン	有機物等	P H 値	味	臭気	色度	濁度	ヒ素
平成13年度	50	36	5	26	8		1			1	6	2	6
平成14年度	51	29	6	16	6						9	3	5
平成15年度	50	30	8	24	1						1	1	3
平成16年度	50	30	8	26	6						6	1	3
平成17年度	11	1									1	1	
平成18年度	9	0											
合計	221	126	27	92	21	0	1	0	0	1	23	8	17